

福祉文教常任委員会審査報告書

平成 30 年 3 月 22 日

飯綱町議会議長 清 水 満 様

福祉文教常任委員会委員長 石 川 信 雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 2 号	飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例	可決
議案第 4 号	飯綱町社会体育等施設条例	可決
議案第 8 号	飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決
議案第 9 号	飯綱町障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例	可決
議案第 10 号	飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決
議案第 11 号	飯綱町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第 12 号	飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例	可決
議案第 24 号	平成 30 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可決
議案第 25 号	平成 30 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可決
議案第 26 号	平成 30 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可決

議案第 27 号	平成 30 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可決
議案第 33 号	平成 30 年度飯綱町病院事業会計予算	可決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

■議案第 2 号 飯綱町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例

質疑①：居宅介護支援事業所の管理者は、主任ケアマネとなっているが、町としてどう考えるか。主任ケアマネに代わる人を想定しているか。

回答①：特に代わる人を想定していない。経過措置の期間に主任ケアマネの資格を取ってもらいたい。

質疑②：仮にその人が退職等でいなくなり事業所を続けられなくなった場合、不利益を被るのは利用者だがどうするか。町として何か支援を考えているか。

回答②：経過措置の期間内に資格を取ってもらうことを想定しているので、いまのところ支援は考えていない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■議案第 4 号 飯綱町社会体育等施設条例

質疑①：この条例は何を基に作成したのか。

回答①：飯綱町学校施設の開放に関する条例及び同施行規則を引用して作成した。

質疑②：使用料について、以前から徴収していたのか。

回答②：そのとおり。使用料の額は同額としている。

質疑③：利用の制限だが、キャンプなどで火気は使用しないと承知しているが、この辺の範囲は。

回答③：細かくは規定していないが、安全上問題がなければ認めている。

質疑④：喫煙場所は所定の場所以外では行わないことと書いてあるが、喫煙所を設けるのか。

回答④：施設内は喫煙しないこととする。なお、喫煙所は特設設置しない。

質疑⑤：条例の第 5 条に「・・・もの」とあるが、これは「者」のことか。

回答⑤：この「もの」は、「者」と「団体」を指す。

質疑⑥：施設の施設関係は返還も含めてどうするのか。

回答⑥：現状と変わらず生涯学習係で担当する。

回答⑦：とちの木楽校の暖房費は無料か。町民会館は支払っている。

回答⑦：現状を踏まえて今後検討したい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

**■議案第 8 号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例**

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■議案第 9 号 飯綱町障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■議案第 10 号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

質疑①：新聞の記事で、県が激変緩和のため納付額を少し減額するとしているが、この情報はいつわかったのか。12月の定例会の請願の時にはわかっていたのか。

回答①：その時点では確実にはわからず、1月31日の確定まではわからなかった。

質疑②：現在、国保税は県平均より低い。しかし、町の医療費水準は高いため、激変緩和をするので、県へ納付金を納めて欲しいということか。

回答②：そのとおり。

質疑③：飯綱町の保険税額は県内で下から数えた方が早く負担が軽い。しかし病院

にかかった費用は高い。これは基金を崩していたということか。

回答③：そのとおり。26年度に基金から繰り入れた。

質疑④：基金があるから良いが、益に対する負担が他の市町村と比べて上がっていない。飯綱町は外から見れば払うものは払わないが、もらうものはもらう町ということか。

回答④：県全体から見ればそういうことになる。県の統一する保険料に向け税率改正をした。

質疑⑤：飯綱町の保険税について、資産割を廃止し、3方式にした理由は何か。

回答⑤：資産割は保険税全体を100パーセントとすると、約8パーセント分であり年々減少している。今後も評価額が低迷し、上昇を見込めない状況である。今回の改正の際に県の標準方式にあわせ、いずれ県内統一された保険料率になった場合、スムーズな税の移行ができるように今回4方式から資産割を除いた3方式とした。

質疑⑥：激変緩和があるが、税額が現在より1,000万円足りないということか。

回答⑥：激変緩和後の納付金を納めるためには、現在の調定額を1,000万円上げ、それでも不足するため、国保の基金から2,000万円と他に保険税軽減分の公費を充てることにより納付金を支払う予定である。

質疑⑦：基金を崩すのは理解したが、税を値上げし基金を充てるとしても、いつまで基金があるのか。

回答⑦：現在、基金は約1億1,500万円ある。限りある基金を1回で3,000万円や4,000万円を充ててしまったら、2年から3年で尽きてしまうため、税と基金を組み合わせる納付金を納める計画である。

質疑⑧：激変緩和は今後もあるのか。

回答⑧：県では激変緩和は継続すると言っているが、毎年の所得水準や医療費水準等により、金額については変動があると思われる。

質疑⑨：激変緩和額は、今後減少するのか。

回答⑨：県としては、税の急激な上昇を抑えるための経過措置と位置付けて実施するため、年々減少すると思われる。

質疑⑩：29年度の当初予算では基金を6,000万円崩すことになっており、30年度の当初予算では2,000万円を崩すことになっているが、現在の状況はどうか。

回答⑩：29年度は、9月補正において当初予算の6,000万円を2,400万円に減額した。今後の保険給付費の動向にもよるが、今年度は28年度、27年度と同様に崩さなくてよいと思われる。

意見⑪：医療費を抑えるためには、特定健診が大事である。初期の癌が判明したりするケース等もあり、保健福祉課との連携が重要と思われる。意識改革が必要である。

質疑⑫：基金を崩すということは赤字なのか。

回答⑫：単年度では赤字である。

質疑⑬：条例改正案で細かい数字があるがどうやって算出したのか。また、算出するソフトがあるのか。

回答⑬：国保中央会のシステムに町の現況を当てはめ、医療・後期・介護の負担割合のバランスを適正に算出した結果である。現在の状況はバランスが悪い状態で、後期と介護分が低く、それを医療分で補っていた。今までは国保税全体として集めていれば良かったが、今後は区分にあった比率に見直すということである。

反対討論：2,000万円の基金補填や人間ドック（総合健診）への補助等については評価できるが、町民からは国保税が高いという声がある。平均で3.98パーセントの引き上げについては賛成できない。

賛成討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

■議案第11号 飯綱町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：括弧5は今までなかったものが追加となったのか。

回答②：高齢者の医療の確保に関する法律第55条2が追加されたことに基づくものである。

討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

■議案第12号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例

質疑①：第7期の介護保険料は6期と変わらないとのことだが、資料がないので算出根拠がわからない。資料を提出してもらいたい。

回答①：会期中に資料を提出する。

質疑②：2号被保険者の質問検査権の範囲が拡大されたとはどういうことか。

回答②：法律の改正により、2号被保険者の配偶者にも質問検査権の範囲が拡大されたということである。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■議案第 24 号 平成 30 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算

質疑①：基金はどのくらいあるのか。

回答①：8,400 万円。

質疑②：職員 1 人増とあるが給料はどのくらいか。

回答②：380 万円程度の予算を考えている。

質疑③：4 月の介護保険の改正で、指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任ケアマネとなっているが、ステーションとしてどう対応していくのか。

回答③：募集をしても応募がない。町として看護師の資格のあるケアマネは少ないので、継続して欲しいとのこと。今後継続していけるよう検討していきたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■議案第 25 号 平成 30 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算

質疑①：一般被保険者の滞納金が 800 万円とあるが、延滞金の 100 万円についてはこの 800 万円分についての延滞金なのか。

回答①：予算額については前年の実績を計上してある。延滞金 100 万円については、必ずしも滞納額があり、延滞金が入るということではない。滞納額が完納していても延滞金だけが残っているものもある。その収納見込額で計上している。実績については行政報告書の 303 ページに 28 年度の実績があるので参照いただきたい。

質疑②：延滞金はまけてくれるのか。

回答②：まけることはない。納付することが原則であり減免もない。

質疑③：滞納すると、健康保険証は期間を区切って渡しているのか。

回答③：そのとおりである。短期証として交付している。過年度分の収納は、税務会計課収納係が対応している。

質問④：時効による消滅とはどういうことか。

回答④：地方税法第 18 条第 1 項での消滅であるが、内容については収納係が担当しており、連携を取り合っている。

(特定健診、特定保健指導)

質疑⑤：住民人間ドックの補助額は。

回答⑤：住民人間ドックについては46,440円掛かるが、受診者に対して一般会計から18,000円を補助しており、その差額が28,440円になる。国保の方には更に特定健康診査の受診券7,597円、国保被保険者上乗せ補助3,843円の補助を行うことで、より受診しやすい金額17,000円となっている。

質疑⑥：受診機会が2年に1回だが、毎年というわけにはいかないのか。

回答⑥：医療機関では、スタッフの体制もあるため対応しきれない。しかし、町立病院だから安い金額で実施できるというメリットもある。かかりつけ医でドックなどを受けた場合は、特定健診受診券相当額を補助する制度をつくり実施している。

質疑⑦：特定健診受診率が目標に達していない。国保税にも関係していく部分であるため、受診率向上に更なる努力が必要と思われるが、どのように取り組んでいくのか。

回答⑦：少しずつではあるが受診率は伸びている。個別的对象者に連絡を取り受診勧奨を行ったり、また受診率だけではなく、重症化予防の観点から保健師による保健指導を早めを受けてもらうことも重要であると考えている。

質疑⑧：治療中の人に検査結果の提供を呼び掛けていると思うが、今年は実施していないのか。

回答⑧：本年度も通知し、呼び掛けている。

反対討論：先ほどの国保条例の税引き上げに反対した。それに基づいた予算になっていることから反対である。

賛成討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

■議案第26号 平成30年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算

質疑①：後期納付金が1,000万円増額になっているが。

回答①：29年度の被保険者は平均2,156名だが、広域連合の試算から2,175名で計算し20名増となることと、保険料の軽減特例の段階的見直しである。低所得者に係る所得割額の軽減では、総所得が58万円以下の方は29年度5割軽減から2割軽減に変更され、30年度は軽減が無くなるということ。75歳まで被扶養者であった方は均等割が5割となっているが、今までは激変緩和措置として9割軽減になっていた方が29年度7割軽減に、30年度から5割軽減になり、また31年度は軽減なしとなる。軽減による見直しが納付金の増加と見込まれる。

質疑②：75歳になって誰もが5割軽減となるのか。

回答②：5割は被扶養者だけのため、他の方は通常の保険料である。

質疑③：後期高齢者で高額の所得がある方の医療費が3割負担の給付になるが、何人の方が該当するのか。

回答③：現役並み所得の方は28年度末で59人。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

■議案第27号 平成30年度飯綱町介護保険事業特別会計予算

質疑①：生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業とはソフト事業か。

回答①：ソフト事業である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

■議案第33号 平成30年度飯綱町病院事業会計予算

質疑①：医療・介護の同時改定の影響について。

回答①：200床未満である当院に特段の影響はない。薬価の改定についても、ジェネリックの使用による減収が想定されるが、後発薬の使用を進めており、それに対する加算等もあるため大きな変動はない。

質疑②：一時借入金・棚卸資産購入限度額の算定基準及び決裁区分について。

回答②：決裁区分について、いずれも町長である。一時借入金の算定基準については、事故等により営業収益が見込めない場合等の給与等の支払い見込み額及び運営資金であり、棚卸資産購入限度額については、薬品等の金額を基準とした購入限度額である。

質疑③：支出明細にある「保険料」項目の「病院賠償責任」とは。

回答③：病院の責任による事故に対して賠償するための加入保険料である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。